

8/6 発生の新型コロナウイルス感染における職員行動の課題点・改善策について

表題の件につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

- ・当該職員は8/1に同居家族が陽性診断を受け、その濃厚接触者に該当していた。  
保健所の指示に従い自宅待機期間、抗原検査陰性結果を経て8/5に出勤したが、その日の昼頃に発熱している。  
→自宅待機期間も上司は毎日体調報告を受けており、8/5朝も体調に変化なしとの報告であったが、些細な違和感・変調もなかったのか、そこまで細かな確認を取っていなかった。  
→今後同様の状況になった際は、咳や発熱等の明らかな自覚症状のみならず、はっきりとした症状ではないがいつもと少し調子が違うといった程度の内容でも、自己解決せずに上司に報告するよう職員に指導することとする。  
そのような情報を早めにキャッチして、あらゆる想定をしながら職員に指示を出すことが上司には求められる。
  
- ・8/1当該職員と新人職員が訪問同行時、社用車に同乗しており、さらにマスクを外していた時間が15分以上あった。  
→コロナ渦であり、感染予防の観点から同乗は避けるべきであった。上司指示が不適切である。  
また、同乗中にマスクを外していた時間があることは、感染予防・危機管理において大きな問題がある。  
→新人職員には、入職時に当事業所が実施している感染対策について指導してから訪問に出発してもらうようにする。
  
- ・8/5当該職員から発熱の報告があった際の役職者トークルーム内(社内SNS)で、指示の遅延があった(20分程度)。  
→社長は機上であり通信不可、統括は運転ならびに介入中であり確認が遅延した。

→今回のような緊急の場合は、社内 SNS だけではなく電話も併用し、すぐに指示が欲しいことを上司に知らせることも必要。役職者に指導していく。

・8/5 当該職員の発症に伴い、本社にいた職員が本社内の消毒を実施していた際に、自分への社長指示がなかったことから、消毒作業を手伝わずに自分の事務仕事を続けていた役職者がいた（介護事業部課長）。

・8/6 当該職員の陽性発覚時、社内 SNS の閲覧が遅い職員がいた（介護事業部）。

→社長指示の後、課長から一般職へ社内 SNS を閲覧するようにとの注意喚起がなされたが、その閲覧についても遅れが目立った。

→今回のような BCP 発動時は、休日でも社内 SNS を確認するよう各部署ミーティング等で上司から指導させる。

・8/7 各居宅に案内文の FAX を送るよう、前日に社長から事務部へ指示が出ていたが、事務部主任から外出中のため対応不可と連絡があり、機能不全に陥った。

→緊急で事務部一般職と訪問看護部役職者が出社し対応することとなった。

→事務部主任については指示の自己解釈、確認不足が見受けられた。

役職者の行動における課題点がいくつか抽出されたため、今後指導し意識改変に努めていく。

以上